

特定自主検査記録表

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用証明書
発行日

21年6月0日

様式SR-LE-01-D

証明書
発行No.

6-196

標章No.

0984/26

メーカー名	トヨタ	管理番号	LV-004	使用者住所 氏名又は名称	中城村字久場1991番地 町田機工株式会社	
型式	7FD30	走行距離	— km	機械管理者氏名	町田宗才	
製造 車体番号	7FDJ35-14250	アワメーター	2346 h	検査業者登録番号	第17号	
性能 (最大荷重)	3,000 kg	車検有効期間	— 年— 月— 日	検査業者又は事業者 住所・名称 責任者名	沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(有) 又吉悟	
検査実施場所	沖縄市登川			責任者		
検査年月日	H21年6月8日			検査者 氏名	平川善之	

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容																		
エンジン	1	本体	★ a 始動性 かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動 ★ b 回転の状態 アクセルの作動、回転具合 アイドリング回転 (850 min ⁻¹)、無負荷最高回転 (2500 min ⁻¹) ★ c 排気の状態 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ ★ d エアクリナー ケースのき裂・変形、緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量 ★ e 締付け シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み ★ f 弁すき間 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm) ★ g 圧縮圧力 圧縮圧力 (MPa) <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table> ★ h 噴射圧力 噴射圧力 (MPa) <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table> ★ i 噴霧状態 噴霧状態 良○・不良× <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table> ★ j 過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ ★ k エンジンマウント ブラケットのき裂・変形、緩み、脱落、防振ゴムの損傷・変形	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 目視、聴診 トルクレンチ シクネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター	✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ — ✓	 C
	1	2	3	4	5	6																		
	1	2	3	4	5	6																		
	1	2	3	4	5	6																		
	2	潤滑装置	★ 油量、汚れ、油漏れ、エレメントの汚れ・損傷	目視	✓																			
	3	燃料装置	★ 燃料漏れ、ホース及びパイプの損傷・老化、フィルターの汚れ・詰まり	目視	✓																			
	4	高圧ガス燃料装置	★ ガス漏れ、導管のき裂・損傷、ボンベ取付け金具の緩み・損傷	目視、検知器、レンチ等	—	—																		
	5	ブローパイガス還元装置	★ バルブの作動、配管の詰まり・損傷	目視、聴診	—	—																		
	6	冷却装置	★ 水量、汚れ、漏れ、ホースの損傷・老化、ラジエーターキャップの機能 ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバのき裂・変形・緩み	目視、聴診 目視、聴診、スケール	✓ ✓																			
	7	点火装置	★ キャップのき裂、コードの損傷・はめ込み、ポイントのすき間・焼損 プラグの焼損・破損、Trユニットの緩み・損傷、点火時期の適否	目視、聴診 目視、レンチ等、タイミングライト	— —	— —																		
	8	電気装置	★ 充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、聴診、電圧電圧計	✓																			
動力伝達装置	9	クラッチ	★ 異音、切れ、接続、ペダルの遊び、油量、汚れ、油漏れ	目視、操作、聴診	✓																			
	10	トランスミッション	★ レバーの作動・抜け、異音、油量、汚れ、油漏れ	目視、操作、聴診	✓																			
	11	トルクコンバーター	★ 異音、油量、汚れ、油漏れ、レバーの作動、クラッチの切れ具合	目視、操作、聴診	✓																			
	12	プロペラシャフト	★ 振動、がた、損傷、ボルトの緩み・損傷・脱落	目視、聴診、レンチ等	✓																			
	13	デファレンシャル	★ 異音、油量、汚れ、油漏れ、取付けボルトの緩み	目視、聴診、レンチ等	✓																			
	14	ファイナルドライブ	★ 異音、油量、汚れ、油漏れ、取付けボルトの緩み	目視、聴診、レンチ等	✓																			
走行装置	15	フロントアクスル	★ き裂、損傷、変形、取付けボルトの緩み	目視、レンチ等	✓																			
	16	リアアクスル	★ き裂、損傷、変形、センタピンのがた、キャップ取付けボルトの緩み	目視、操作、レンチ等	✓																			
	17	ホイール(タイヤ)	★ 空気圧、き裂、損傷、摩耗、金属片等のかみ込み、ベアリングのがた・異音 ナット・ボルトの緩み、ホイールディスクのき裂・損傷・変形	目視、タイヤ・デプスゲージ 目視、レンチ等	✓ ✓																			
操縦装置	18	ハンドル	★ 振動、取られ、戻り具合、重さ、ホイールの遊び・緩み、がた	目視、操作、聴診、スケール	✓																			
	19	ギヤーボックス、ステアリングバルブ	★ 油量、汚れ、油漏れ、取付けボルトの緩み・脱落	目視、レンチ等	✓																			
	20	ロッド、アーム類	★ き裂、損傷、曲がり、がた、ブーツのき裂、取付けボルトの緩み・脱落	目視、聴診、レンチ等	✓																			
	21	ナックル	★ キングピンのガタ・異音・き裂・損傷	目視、聴診、聴診	✓																			
	22	かじ取り車輪	★ 左右旋回半径(右2400 mm・左2400 mm) ストッパーボルトの緩み・脱落、車輪と他の部分との接触	巻尺 目視、レンチ等	✓ ✓																			
	23	パワーステアリング装置	★ 油漏れ、ホース等の損傷・老化、ボルトの緩み・脱落、車体との干渉	目視、聴診	✓																			
	24	ステアリングチェーン等	★ 張力、損傷、摩耗	目視、聴診	—	—																		
	25	走行ブレーキ	★ ペダルの遊び、床板とのすき間、効き具合、エアの混入	目視、操作、聴診、スケール	✓																			
制動装置	26	駐車ブレーキ	★ 効き具合、引き力、レバーの引きしろ、ラチェット部の損傷・摩耗	目視、操作、はかり	✓																			
	27	ロッド、リンク、ケーブル類	★ 損傷、緩み、がた、割りピンの欠損	目視、聴診	✓																			
	28	ホース、パイプ	★ 油漏れ、エア漏れ、損傷、老化、取付けボルトの緩み、車体との干渉	目視、聴診、レンチ等	✓																			
	29	オイルブレーキ	★ マスターシリンダー・ホイールシリンダーの作動、油量、汚れ、油漏れ	目視、操作	✓																			
	30	エアブレーキ	★ チャンバーロッドのストローク・戻り具合、エア漏れ、油漏れ	目視、スケール、検知器	—	—																		
	31	ブレーキ倍力装置	★ チェック弁・リレー弁の作動、エア漏れ、油漏れ	目視、操作、検知器	—	—																		

(不許複製)

(社)建設荷役車両安全技術協会作成

3 年 間 保 存

LV-004

証明書発行No. 6-196 標章No. 0984126

区分	No.	検 査 箇 所		検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果		補修内容
						良	不良	
制 動 装 置	32	ブレーキドラム、ブレーキシュー		すき間、ライニングのはく離・損傷・摩耗、アンカーピンの腐食	目視、操作、ノギス	✓		
				スプリングのへたり、ドラムのき裂・損傷・摩耗、取付けボルトの緩み	目視、触診、レンチ等	✓		
	33	バックプレート		き裂、損傷、変形、取付けボルトの緩み	目視、レンチ等	✓		
	34	ブレーキディスク、パッド		パッドの引きずり・厚さ、ピストンの油漏れ	目視、ノギス	✓		
				ディスク・キャリパーのき裂・損傷・摩耗、取付けボルトの緩み	目視、レンチ等	✓		
荷 役 装 置	35	駐車ブレーキドラム、ライニング（センター式）		すき間、スプリングのへたり、ドラム取付けボルトの緩み・脱落	目視、レンチ等	✓		
				ドラムのき裂・損傷・摩耗、ライニングのはく離・損傷・摩耗	目視、ノギス	✓		
	36	フォーク		止めピン部の変形・き裂・摩耗、フォーク先端の開き・段差・曲り	目視、触診、ノギス	✓		
				根元部、アッパ・ローアック部のき裂・摩耗量（ / mm）	探傷器、ノギス	✓		
	37	マスト、リフトブラケット		マストの変形・き裂・損傷、ローターの摩耗・がた、ピン部のき裂	目視、触診	✓		
油 圧 装 置				マストサポート部のがた、キャップ取付けボルトの緩み	目視、操作、レンチ等	✓		
				ブラケットの変形・き裂・損傷、ローターの摩耗・がた、ピン部のき裂	目視、触診	✓		
	38	チェーン、チェーンホイール		チェーンの張り、伸び、き裂・変形・損傷・腐食	目視、触診、ゲージ	✓		
				ホイールの変形・損傷・がた	目視、触診	✓		
	39	アタッチメント装置		本体への取付け状態、各部のボルト・ナットの緩み	目視、レンチ等			
安全 装 置 ・ 車 体 関 係 等				各部のき裂・変形・損傷・摩耗、各部の作動・異音	目視、触診、聴診			
	40	作動油タンク、フィルター		タンクの油漏れ・油量・汚れ、フィルターの汚れ・目詰り・損傷	目視、触診	✓		
	41	配管（ホース、高圧パイプ）	本 体	き裂、損傷、老化、ねじれ、油漏れ、取付け状態、ボルト・ナットの緩み	目視、触診、レンチ等	✓		
			アタッチメント	き裂、損傷、老化、ねじれ、油漏れ、取付け状態、ボルト・ナットの緩み	目視、触診、レンチ等	✓		
	42	油圧ポンプ		油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓		
	43	油圧モーター		油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓		
	44	シリンダー	リフト用	サイドフォーク用 作動、油漏れ、打こん、き裂、曲がり、擦り傷、取付けボルトの緩み	目視、操作、レンチ等	✓		
			ティルト用	アタッチメント用 作動、油漏れ、打こん、き裂、曲がり、擦り傷、取付けボルトの緩み	目視、操作、レンチ等	✓		
	45	自然降下量、自然前傾量		自然降下量（80 mm / 15 min） 自然前傾量（40 mm / 15 min）	スケール、タイマー	✓		
	46	方向制御弁（コントロールバルブ）		作動、油漏れ、取付けボルトの緩み	目視、操作、レンチ等	✓		
排 ガ ス 置				リリーフ圧力（リフト 18 MPa）（ティルト 15 MPa）	油圧計	✓		
	47	電磁弁		作動、異音、異常発熱、油漏れ	目視、操作、聴診、触診	✓		
	48	車枠、車体		き裂・変形、取付けボルト・ナットの緩み・脱落	目視、レンチ等	✓		
	49	キャブ		き裂・変形・腐食・雨漏り、ドアの開閉状態、セツク、がた、破損	目視、触診	✓		
	50	座席（調整機構、シート、背もたれ）		作動、取付けボルトの緩み、シートベルト、損傷	目視、操作、レンチ等	✓		
	51	昇降設備、滑り止め		き裂、損傷、変形、取付けボルトの緩み	目視、レンチ等	✓		
	52	表示板		損傷、取付け状態	目視、触診	✓		
	53	ヘッドガード、バックレスト		取付けボルトの緩み、き裂、変形、損傷	目視、レンチ等	✓		
	54	灯火装置、方向指示器、計器類		作動、取付け状態、破損、水侵入	目視、操作	✓		
	55	警報装置、後写鏡、反射鏡		音量、音質、汚れ、損傷、写影、取付け状態	目視、操作、聴診、触診	✓		
事 業 者 の 等	56	給油脂		給油脂状態、自動給油脂装置の作動	目視、操作	✓		
		安全補助機構		各安全装置の機能確認（ ）	目視、操作	✓		
総合	58	総合テスト		各装置の機能（走行作業テスト）	目視、操作、触診、聴診	✓		

次回特定自主検査実施年月	H22 年 6 月
使用前は、点検を行って下さい。	

補 修 等 の 措 置 内 容			
照合No.	補修箇所及び不具合状況	補修年月日	補 修 実 施 内 容
1	E3-79-T-3341	H21.6/8	E3-79-T-3341

備 考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を受ける（車検を受けて登録番号を取得した）機械は、荷役装置又は作業装置以外の部分について実施し、その点検を行なったことが記録等により確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。 6. No57安全補助機構は、定期自主検査指針の公表後において新たに装備されたものであり、追加検査項目とした。 7. ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。	記 号	交	修	調	締	清	給	該
			換	理	整	付	掃	油	当
			X	△	A	T	C	L	—